

2020年3月12日

福島原発避難者訴訟（第1陣）

控訴審判決に対する原告団・弁護団共同声明

本日、仙台高等裁判所第2民事部は、福島原発避難者訴訟（第1陣）について一審原告らの勝訴判決を言い渡した（以下「本件判決」という。）。原告団と弁護団は、この判決に対し、下記のとおり表明する。

記

1 本件訴訟の位置づけ

本件は、福島第一原発の事故によって長期的な避難を強いられ、かけがえない故郷を奪われた相双地域の住民ら原告216名が、前例のない過酷な放射能汚染公害被害の救済を求めて、加害企業である東京電力㈱を被告として提訴した訴訟である。

請求内容は、財物損害（居住用不動産と家財）のほか、次の2つの慰謝料を含む。

1つは、避難生活による精神的苦痛に対する慰謝料（避難慰謝料）であり、日常生活の阻害に対する賠償である。

もう1つは、地域における生活そのものの全面的な破壊・剥奪による「故郷喪失損害」であり、「地域生活利益」を中心とした「生活と生産の諸条件」が丸ごと破壊され、地域の共同性が奪われたことによる、有形無形の損害と精神的苦痛に対する賠償（故郷喪失慰謝料）である。

原審である福島地裁いわき支部の判決（2018年3月22日）は、これらの損害の発生を認定しながら、加害責任の重大性・悪質性についての判断を誤ったうえ、原告らの被った前記2つの損害についての評価について判断を誤った。とりわけ故郷喪失損害の実態を過小に評価し、あるいは原告らの請求についての曲解による被害の切り捨てにより、著しく不十分な被害救済に留まった。

そこで、控訴審において、原判決の誤りを克服することが求められていたところである。

2 本件判決の意義―避難慰謝料の増額と故郷喪失損害の評価

本件判決は、原告らの深刻な損害、すなわち避難による損害及び故郷喪失損害について、その被害の有する意味を正しく評価し、相当な救済を命じた。

但し、その認容金額は、原告らが原審以来主張している損害金額には遠く及ばない水準ではあり、特に帰還困難区域については原判決の賠償額が維持されており、完全な救済とは言い難い。しかし、以下に述べるとおり、原判決の誤った損害評価は是正されて、その問題点は相当程度克服されたものと評価したい。

まず、避難慰謝料について、本件判決は、中間指針による支払いとは別に、「避難を余儀なくされた慰謝料」として150万円ないし70万円の増額を認めた。

次に故郷喪失損害について、本件判決は、現段階における被害地域の状況に関する、原告らの主張・立証を受け止め、その実態を正しく判示している。すなわち、既に政府による避難指示が解除されている地域においても、地域における事故前の状況は完全には回復しておらず、故郷喪失ないし変容という被害実態が生じているという事実である。

不十分な除染による残留放射線被ばくの不安はなくならず、農業をはじめとする地域の事業活動や、住民の経済生活・社会生活・家庭生活の回復は困難なままである。その結果、地域での生活の再開はますます困難であり、住民の帰還は進まない。そのような中で帰還した住民は、元の地域生活とは隔離した状態で、孤立した状況に置かれたままである。

さまざまな「復興事業」が推進されても、それは各自治体による全く別の町づくりであって、原告ら住民による故郷の再生、元の生活の再生とは、別の事業に過ぎないのである。

3 東京電力の加害責任

次に本件判決は、本件事故の加害者である東京電力の悪質性を厳しく指摘し、上記のとおり賠償を命じた。

判決は、2002年7月に国の機関によって公表された「長期評価」の信頼性が認められることを前提として、これに基づけば、東京電力は、福島県沖を含む日本海溝沿いの領域においてM8クラスのプレート間の大地震が発生する可能性を認識し、遅くとも、津波試算がなされた2008年4月ころには、同試算程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失し、原

子炉の安全停止にかかる機器が機能を喪失する可能性があることを認識していたと認定した。

それのみならず、判決は、原告団長早川篤雄が代表を務める市民団体からも繰り返し津波に対する抜本的対策を求める申し入れがなされていたにも関わらず、具体的な対策工事の計画または実施を先送りしてきたことも強調した。

そのうえで、判決は、東京電力が原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、その安全性についての地域住民の信頼の上に福島第一原発をこの地に立地してきたにも関わらず、このような東京電力の対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ないと断罪し、このような事情は、慰謝料の認定に当たっての重要な考慮要素とされるべきであるとし、避難を余儀なくされた慰謝料の額について実際に増額している。

このように、本件判決は、一審判決を覆し、東京電力が本件事故を引き起こした経緯について、その加害性、悪質性を明確に指摘し、慰謝料の増額要素としている。

4 原告らが東京電力に求めること

東京電力は本件判決を真摯に受け止め、上告せず、原告らの求めに応じ、話し合いによる本件訴訟の解決に努めるべきである。原発事故発生から既に満9年を経過した今、東京電力が、いたずらに上告してこれ以上被害救済を先延ばしにして、原告らの苦痛を長期化することは、もはや許されないといわなければならない。

以上